

ベースアップ評価料計算支援ツール

令和6年2月15日版

本ツールでは、次の**3ステップ**でベースアップ評価料を活用した医療従事者の賃上げ計算を支援します。

Step 1

対象職員の給与総額の計算



Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算



Step 3

医療従事者の賃上げ見込みの計算



厚生労働省



Step 1

対象職員の給与総額の計算

○ まずは、**対象職員の給与総額**を計算しましょう。

2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年3月～2024年2月に実際に支払った給与総額を入力してください。

算定開始予定日	▶	給与対象月	対象職員の給与総額
2024年6月1日		2023年3月	
		2023年4月	
		2023年5月	
		2023年6月	
		2023年7月	
		2023年8月	
		2023年9月	
		2023年10月	
		2023年11月	
		2023年12月	
		2024年1月	
		2024年2月	
		▼	
1月当たり給与総額	0.0円		

Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】

- 次に、**外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）**の算定見込みの計算を行います。
- **2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月～2024年2月に算定した初診料等の算定回数を入力してください。**

算定開始予定日		算定月	初診料等	再診料等	訪問診療料 (同一建物以外)	訪問診療料 (同一建物)
2024年6月1日	▶	2023年12月				
		2024年1月				
		2024年2月				
		1月当たり算定回数	0.0回	0.0回	0.0回	0.0回

算定月	歯科初診料等	歯科再診料等	歯科訪問診療料 (同一建物以外)	歯科訪問診療料 (同一建物)
2023年12月				
2024年1月				
2024年2月				
1月当たり算定回数	0.0回	0.0回	0.0回	0.0回

Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】

○ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による算定見込みだけでは、賃金増率が1.2%に満たない診療所については、**外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）**を算定することができます。

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの算定可否

①該当する区分を選択ください。

- ☐ 病院・有床診療所
☐ 無床診療所

②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による賃金増率等

1月当たり給与総額	0.0円
1月当たり算定金額	0.0円
賃金増率	-

算定不可

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分

区分の元となる数値	-
算定区分	-
算定点数	初診・訪問診療時 - 再診時 -

※ 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関ではない場合（主に自由診療を実施する保険医療機関など）は、対象外となります。

※ 対象職員（常勤換算）数が2.0人未満の診療所は、対象外となります（ただし、特定地域に所在する場合は対象となります。）。

※ 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分については、該当する区分より低い区分を選択することも可能です。

Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

- 病院・有床診療所については、入院ベースアップ評価料を算定できます。
- 2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月～2024年2月における延べ入院患者数を入力してください。

算定開始予定日	対象月	延べ入院患者数	一月当たり 延べ入院患者数	0.0人
2024年6月1日	2023年12月			
	2024年1月			
	2024年2月			

入院ベースアップ評価料の算定可否

- ①該当する区分を選択ください。
- ☐ 病院・有床診療所
☐ 無床診療所

②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による賃金増率等

1月当たり給与総額	0.0円
1月当たり算定金額	0.0円
賃金増率	-
算定可否	算定不可

入院ベースアップ評価料の区分

区分の元となる数値	-
算定区分	-
算定点数	-

※ 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関ではない場合（主に自由診療を実施する保険医療機関など）は、対象外となります。

Step 3

医療従事者の賃上げ見込みの計算

- 最後に、**医療従事者の賃上げ見込み**の計算を行います。
- 「ベースアップ評価料による 1 月当たり収入合計」等について、確認してください。

賃上げ見込みの計算

1 月当たり給与総額	0.0円
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による 1 月当たり収入	0.0円
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）による 1 月当たり収入 （無床診療所のみ）	0.0円
入院ベースアップ評価料による 1 月当たり収入 （病院・有床診療所のみ）	0.0円
ベースアップ評価料による 1 月当たり収入合計	0.0円
ベースアップ評価料による 1 年度当たり収入合計	0.0円

対象職種一覧（STEP 1 関係）

薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。）

初診料等に含まれるもの（STEP 2 関係）

【初診料等】

- ・初診料、小児科外来診療料（初診時）又は小児かかりつけ診療料（初診時）

【再診料等】

- ・再診料、外来診療料、短期滞在手術等基本料 1、小児科外来診療料（再診時）、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料（再診時）又は外来腫瘍化学療法診療料

【訪問診療料（同一建物以外）】

- ・在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の同一建物居住者以外の場合又は在宅がん医療総合診療料（ただし、訪問診療を行った場合に限る。）

【訪問診療料（同一建物）】

- ・在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の同一建物居住者の場合又は在宅患者訪問診療料(Ⅱ)

【歯科初診料等】

- ・初診料又は短期滞在手術等基本料 1

【歯科再診料等】

- ・再診料又は短期滞在手術等基本料 1

【歯科訪問診療料（同一建物以外）】

- ・歯科訪問診療 1

【歯科訪問診療料（同一建物）】

- ・歯科訪問診療 2、歯科訪問診療 3、歯科訪問診療 4又は歯科訪問診療 5